

随意契約理由書

1 案件名称

マイナンバー導入及び特徴指定等に係る課税資料入力等業務委託（令和2年処理分）
長期継続（概算契約）

2 契約の相手方

TIS株式会社

3 履行期間

契約日から令和2年8月31日

4 随意契約理由（選定理由）

個人・法人市民税、事業所税、軽自動車税、市たばこ税、固定資産税（償却資産）業務に係る課税資料の收受、課税資料の税システムへの入力、納税通知書等の作成・発送、未申告者等の調査及び問合せ対応等については、総合評価一般競争入札により業者を選定し、「課税資料入力等業務委託（その2）」として業務委託している。

一方、マイナンバー制度の施行に伴い、平成29年処理分より、個人・法人市民税、事業所税、市たばこ税、固定資産税（償却資産）業務において、マイナンバーが記載された課税資料の收受、税務事務システムへのマイナンバー入力及びマイナンバー照合業務を新たに追加する要件が発生している。

また、平成30年度特徴一斉指定の実施に伴い、給与支払者より普通徴収切替理由書が提出されるため、平成30年処理分より普通徴収切替理由書提出区分に係る税務事務システムへの入力業務を新たに追加する要件が発生している。

これら追加業務については「課税資料入力等業務委託（その2）」の中での対応が困難であることから別途契約による対応が必要となるが、追加業務は現行の委託業務に付随する業務内容のため他社に委託すると非効率である。また、入力業務については一つの課税資料につき一つのデータを入力するものであり、部分的に他社へ委託すると責任の所在が不明確となることから、追加業務部分のみを他者に委託することはできない。このため、令和2年処理分についても「課税資料入力等業務委託（その2）」の業務委託契約を締結している TIS 株式会社と随意契約を締結する。

5 根拠法令

・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W2：既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）又は既に契約を締結した特定役務（以下この号において「既契約特定役務」という。）につき、交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合又は既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既調達物品等又は既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用又は既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき)

6 担当部署

財政局税務部課税課（個人課税グループ）（電話：06-6208-7751）

随意契約理由書

1 案件名称
課税資料入力等業務における先端技術を活用した新業務フロー作成支援業務委託

2 契約の相手方
アクセンチュア株式会社

3 契約期間
契約日～令和2年3月31日

4 随意契約理由（選定理由）

現在、税務事務を取り巻く環境としては、経済活動の変化に応じた税制改正による制度の複雑化等がある一方、職員数の見直し、業務の外部委託化をはじめとした業務の効率化により正規職員が減少傾向にある。こういった状況において、税務職場における「働き方改革」を進める上で「業務効率化」と「スマート化」への取り組みが急務となっており、そのためには、AI-OCR や RPA、CTI 等（以下「AI-OCR 等」という。）といった先端技術を積極的に活用した抜本的な見直しが求められている。

そうした中、先端技術導入にあたり、令和元年4月から11月末の間「平成31年度税務事務改善方法検討支援業務」として、アクセンチュア株式会社との特名随意契約を行い、主に先端技術の製品比較の実施や、調達方法の検討支援、先端技術適用にあたって業務の分析支援を受けたところである。

その結果、報告書において、先端技術導入の課題として、早期にBPRを実施した上での先端技術を活用した事務運営を実施する新業務フロー作成の必要性が挙げられており、本業務における支援のもと先端技術の導入にあたっての専門的な知識や、日々急速に進歩している技術開発動向に係る最新情報を把握した上で、新業務フローの作成が急務となっている。

本市税務事務は、全ての処理工程において、税務事務システムを利用しており、加えてシステムにて保存・管理する業務データを活用した事務文書の作成やデータ統計分析等の補助的業務においてもシステムを利用する等、システムへの依存度が極めて高いものとなっていることから、先端技術を活用した新業務フローの作成にあたっては、AI-OCR等の専門的な知識に加え、対象業務に関する知識はもとより税務事務システム機能・仕様の理解が必要不可欠である。

上記相手方は、平成21年度から平成26年度にかけて税務事務システム再構築プロジェクトにおいて基本方針策定、税務事務におけるシステム適用範囲の判定も含めたシステム要件定義及び開発工程管理に係るコンサルティング業務を受託したことで、本市税務事務運営の根幹となる現行の税務事務システム及び税務事務そのものを熟知しており、AI-OCR等の適用範囲や活用方法を客観的に検討・判断し、実効性の伴った業務見直しができる唯一の業者である。

以上のことから、アクセンチュア株式会社と特名随意契約を締結する。

5 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G3：特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき）

6 担当部署
財政局税務部課税課（個人課税グループ） （電話：06-6208-7751）